

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例制定について

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年周南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第2条第1号中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第3号中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に改め、同条第4号中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の規定は、平成30年6月21日から適用する。

(参 考)

周南市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域再生法</u>（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、<u>認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>に従って、特定業務施設を地方活力向上地域内に設置した認定事業者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u> 法第17条の2第4項に規定する<u>認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方活力向上地域 法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域をいう。</p> <p>(4) 認定事業者 <u>地域再生法</u>第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>平成30年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する<u>地方活力</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域再生法</u>（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づき、<u>認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>に従って、特定業務施設を地方活力向上地域内に設置した認定事業者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u> 法第17条の2第4項に規定する<u>認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 地方活力向上地域 法第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域をいう。</p> <p>(4) 認定事業者 <u>地域再生法</u>第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。）第1条に規定する公示日（以下「公示日」という。）から<u>平成32年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する<u>地方活力</u></p>

現行	改正案
<p><u>向上地域特定業務施設整備計画</u>の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者をいう。</p>	<p><u>向上地域等特定業務施設整備計画</u>の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者をいう。</p>